



TOKIO MARINE
NICHIDO

2023年1月1日
以降始期用

賠償責任保険（医師特別約款 医療施設特別約款 医療従事者包括特別約款） の約款

普通保険約款、特別約款、特約条項



To Be a *Good Company*
東京海上日動

ヤコ

Bカ5

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。

万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われたりした場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類
(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
 - ③ 事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類
(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ④ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥ 争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦ 弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類
(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル **0120-720-110**

（携帯電話・衛星電話からでもご利用いただけます）

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目 次〉

1. ご契約後、次のことにご注意ください	2
2. 約款の構成	2
3. 賠償責任保険普通保険約款	3
4. 保険料に関する規定の変更特約条項	10
5. 各種特別約款および添付される特約条項	19
(1) 医師特別約款	19
● 代位求償権行使に関する特約条項	21
● 廃業担保特約条項	21
● 予防接種のみ担保特約条項	22
● 勤務医師包括担保特約条項	22
● 加入者への個別適用に関する特約条項	22
(2) 医療施設特別約款	25
(3) 医療従事者包括特別約款	27
● 看護職のみ担保特約条項	31
6. その他の特約条項（共通）	32
● 保険料支払手段に関する特約	32
● 共同保険に関する特約条項	32

1. ご契約後、次のことにご注意ください

- (1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

- (2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (3) 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- (4) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

ご契約いただいた保険契約には、それぞれ次の表に掲げる約款および特約条項（特約条項については、保険証券に記載されたもの）が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

ご契約いただいた 賠償責任保険の名称	適用される約款 および特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 (主な特約条項)
医 師 賠 償 責 任 保 険	普通保険約款 + 保険料に関する規定の変更 特約条項 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約条項	● 廃業担保特約条項 ● 予防接種のみ担保特約条項 ● 勤務医師包括担保特約条項 ● 共同保険に関する特約条項 等
医 療 施 設 賠 償 責 任 保 険	普通保険約款 + 保険料に関する規定の変更 特約条項 + 医療施設特別約款	● 共同保険に関する特約条項 等
医療従事者包括賠償責任保険	普通保険約款 + 保険料に関する規定の変更 特約条項 + 医療従事者包括特別約款	● 看護職のみ担保特約条項 ● 共同保険に関する特約条項 等

3. 賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
- ② 争訟費用
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ③ 損害防止軽減費用
第12条（事故の発生）（1）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
- ④ 緊急措置費用
第12条（1）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。
- ⑤ 協力費用
第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。

用語	定義
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

- （1）当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
- （2）当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にか

かわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条 (調査)

(1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。

(2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく

(1)の規定による通知をしなかったときは、

当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらしした事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条(事故の発生)

(1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。

② 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を遅滞なく当会社に書面により通知すること。

③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。

(2) 被保険者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額

② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条(損害賠償請求解決のための協力)

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険料の精算)

(1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。

(3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求または返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社はこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（２）当会社は、被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約

（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（３）（１）または（２）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（１）①から④までの事由または（２）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（４）保険契約者または被保険者が（１）③アからオまでのいずれかに該当することにより（１）または（２）の規定による解除がなされた場合は、（３）の規定は、次の損害については適用しません。

① （１）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （１）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

（１）第６条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（２）第10条（通知義務）（２）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に對し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（３）保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生

した事故による損害には適用しません。

- (6) (1) および (2) に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2) もしくは (6)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3) の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

- ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行てできるものとします。
- ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることにつ

いて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書

⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

（4）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。

（5）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（2）（1）の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日

までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （1）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（3）（1）および（2）に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびに

そのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表
(短期料率表)

既経過期間	7 日 ま で	15 日 ま で	1ヶ月 ま で	2か月 ま で	3か月 ま で	4か月 ま で	5か月 ま で	6か月 ま で	7か月 ま で	8か月 ま で	9か月 ま で	10か月 ま で	11か月 ま で	1 年 ま で
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

4. 保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。

② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合

② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合

② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合

③ 当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法―口座振替方式）

（1）保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- （2）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （3）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- （4）保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条（2）②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。 この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（保険料の払込方法―クレジットカード払方式）

（1）保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当会社が①の申出を承認する場合
- （2）（1）の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第1条（保険料の払込方法等）（1）および同条（2）
 - ② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）
- （3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（2）の規定は適用しません。
- ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（2）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- （4）（3）①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- （5）当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認

しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法―クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料（当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

（1）第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

（2）次のすべてに該当する場合は、当社は、（1）の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が（1）に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないとします。
 - ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
 - ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
 - ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条（1）②の通知を受けた場合または同節第1条（1）①もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
 - ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
 - ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または同節第5条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。
- （2）（1）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故に対する、支払った保険金に限りません。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

（1）賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。

（2）普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款第17条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。

① 普通保険約款第6条（告知義務）（3）③に定める承認をする場合

② 普通保険約款第10条（通知義務）（1）に定める通知を受けた場合

（2）当社は、（1）のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（3）に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

（3）（1）および（2）の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（通知義務）（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。
------------------	--

② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）（1）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="370 231 716 311">ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合</td><td data-bbox="716 231 1071 311">当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料</td></tr> <tr> <td data-bbox="370 311 716 383">イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合</td><td data-bbox="716 311 1071 383">当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料</td></tr> </table>	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料
ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当会社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料				
イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当会社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料				

(4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（（1）①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた事故（当会社が（1）②の通知を受けた場合、または（1）①もしくは（2）の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① （1）および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません（（1）①または②の場合は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）④の規定により解除できるときに限り）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② （2）および（3）の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）（2）
- ② 普通保険約款第10条（通知義務）（2）または（6）
- ③ 普通保険約款第18条（重大事由による解除）（1）または（2）
- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）
- ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）

(7) 普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、適用約款に保険料の精算に関する規定がある場合（保険料が、売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものである場合を含みます。）は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- ① 第2節第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）
- ② 第1条（3）

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

(3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通保険約款第19条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）

エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）

(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

② 第1条（3）

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

① 当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2) ①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（1）に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)

②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

- ① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- （4）第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、（1）から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- （5）第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第6条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款第10条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時
- ③ 事故の発生の日時

第5条（精算保険料に関する特則）

普通保険約款第14条（保険料の精算）（3）、第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（7）ただし書およびその他の保険料の精算に関する適用約款の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- （1）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
- ① 第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- ② 第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）
- ③ 第23条（保険料の返還－解除の場合）
- （2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	（1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （2）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	（1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （2）未払込保険料がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1 年未満	一時払	保険期間が1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1 年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表3の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額 (*1) (2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額
	年払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	分割払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

付表3 長期保険未経過料率

保険期間 経過年月	2 年	3 年	5 年
1 か月	7 日まで 95% 15 日まで 93% 16 日以上 88%	7 日まで 97% 15 日まで 95% 16 日以上 92%	7 日まで 98% 15 日まで 97% 16 日以上 95%
2 か月	83%	88%	93%
3 か月	78%	85%	91%
4 か月	73%	82%	89%
5 か月	68%	78%	87%
6 か月	65%	77%	86%
7 か月	63%	75%	85%
8 か月	60%	73%	84%
9 か月	58%	72%	83%
10 か月	55%	70%	82%
11 か月	53%	68%	81%
1 年 0 か月	50%	67%	80%
2 年 0 か月	0%	33%	60%
3 年 0 か月		0%	40%
4 年 0 か月			20%
5 年 0 か月			0%

(注1) 経過年月について、1 か月未満の端日数は切り上げて1 か月とします。
(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

5. 各種特別約款および添付される特約条項

(1) 医師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人（その医療行為の対象者となる者をいいます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生したこと（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任との関係）

- (1) 当会社は、普通保険約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、損害に対して保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとします。
- (3) 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず1事故とみなします。なお、これらの事故は、最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
ア. 被保険者が業務を行う施設または設備
イ. 航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物
- ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。

第4条（供託金の貸付等）

- (1) 当会社は、この保険契約により当会社が保険金を支払うべき場合は、保険証券記載の支払限度額の範囲内で、上訴のときの仮執行を免れるため被保険者が供託する供託金相当額を供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、同一事故につき既に当会社が支払った保険金がある場合は、保険証券記載の支払限度額からその支払った全額を差し引いた額を限度とします。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、保険証券記載の支払限度額は、その貸付金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された金額の限度で、(1)の規定する貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

第5条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故を発見したときは、普通保険約款第12条（事故の発生）(1)①に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（代位）

当会社は、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対して普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき取得する権利を行使しません。ただし、これらの者の故意による事故の場合を除きます。

第7条（読替規定）

（1）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）、第18条（重大事由による解除）（3）ならびに第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（5）および（7）	発生した事故	発見された事故
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故が発見された後

（2）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）	生じた事故	発見された事故
第2節第1条（3）②および（4）①ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（1）①、②および（2）	事故の発生の日	事故が発見された日
第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）	生じた事故による損害	発見された事故による損害
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（2）および第4節第4条（3）	発生した事故による損害	発見された事故による損害
第4節第4条（5）	事故が発生した	事故が発見された
第4節第4条（5）③	事故の発生の日時	事故が発見された日時

第8条（サイバーインシデントの取扱い）

（1）第1条（保険金を支払う場合）の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。

（2）この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア．サイバー攻撃により生じた事象 イ．サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。

用語	定義
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第9条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

●代位求償権行使に関する特約条項

第1条（代位）

- (1) 当会社は、医師特別約款第6条（代位）に規定する被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者（以下「使用人等」といいます。）の故意による事故のほか、使用人等を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約がある場合に限り、普通保険約款第29条（代位）の規定に基づき取得する権利を行使することがあります。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社の求めに応じて、使用人等の保険契約について知っている事実を当会社に告げるとともに、調査について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく、(2)に規定する事実を告げず、または協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および医師特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●廃業担保特約条項（医師特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および医師特別約款（以下「特

別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間開始前において特別約款に基づく保険契約の被保険者（以下「廃業前被保険者」といいます。）またはその使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務（以下「業務」といいます。）を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人（その医療行為の対象となった者をいいます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（読替規定）

この特約条項においては、普通保険約款および特別約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款 および特別約款の規定	読替前	読替後
普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）①	被保険者	被保険者もしくは廃業前被保険者
普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）①	被保険者	被保険者または廃業前被保険者
普通保険約款第8条②から④まで	被保険者	廃業前被保険者
特別約款第3条（保険金を支払わない場合）①	被保険者が業務を行う	廃業前被保険者が業務を行った

普通保険約款 および特別約款の規定	読替前	読替後
特別約款第6条（代位）	被保険者の 使用人その他被保険者の業務の補助者	廃業前被保険者の使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者

第3条（保険料の返還）

普通保険約款第23条（保険料の返還－解除の場合）（2）または保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（7）の規定にかかわらず、普通保険約款第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しません。

第4条（サイバーインシデントの取扱い）

第1条（保険金を支払う場合）の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●予防接種のみ担保特約条項

第1条（業務の定義）

この特約条項において医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の「業務」とは、予防接種法、結核予防法および行政措置に基づき保険証券記載の地域内において実施される予防接種にかかる医療業務をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約条項に基づく保険契約の被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 予防接種実施主体
- ② この特約条項に基づく保険契約の保険期間中に業務を遂行する保険証券記載の医師
- ③ この特約条項に基づく保険契約の保険期間開始前に業務を遂行した保険証券記載の医師

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、前条②および③の医師またはその業務の補助者により遂行された業務に起因する損害に対してのみ、保険金を支払います。

第4条（支払限度額の特例）

保険証券記載の支払限度額は、被保険者1名ごとに適用します。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額

に第2条（被保険者の範囲）②の被保険者数を乗じた額を限度とします。

第5条（他の約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

●勤務医師包括担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険証券記載の医療施設（以下「医療施設」といいます。）の業務として行った医療業務により、医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を被った場合に限り、この特約条項の規定に従い、その損害に対して保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

この特約条項において、被保険者とは、医療施設の開設者（以下「開設者」といいます。）の使用人その他開設者の業務の補助者である医師（既に開設者の使用人または業務の補助者でない医師を含みます。）のうち、次条（1）に規定する名簿に記載された者をいいます。

第3条（被保険者名簿）

- （1）保険契約者は、常に被保険者を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。
- （2）保険契約者が開設者でない場合は、保険契約者は、開設者に対して（1）に規定する名簿の作成および当会社がその閲覧を求めたときは、閲覧への協力を求めなければなりません。

第4条（責任の限度）

当会社が支払うべき保険金の額および免責金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第5条（代位）

当会社は、この特約条項に従って保険金を支払う場合に限り、第2条（被保険者の範囲）に規定する被保険者に対して、代位求償権行使に関する特約条項第1条（代位）（1）の規定を適用しません。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特別約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●加入者への個別適用に関する特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医師賠償責任保険契約	賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および医師特別約款（以下「特別約款」といいます。）に基づく保険契約をいいます。
加入者	この保険契約への加入意思を有する者をいいます。
集金者	当会社との間に集金事務委託契約を締結した者をいいます。
集金事務委託契約	医師賠償責任保険契約に関する保険料相当額の集金事務委託等に関する契約をいいます。
変更特約	保険料に関する規定の変更特約条項をいいます。
未払込保険料相当額	保険料相当額の払込方法が一時払の場合は未払込みの一時払保険料相当額をいい、一時払以外の場合はその保険年度の年額保険料相当額から、既に払い込まれたその保険年度の保険料相当額の総額を差し引いた額をいいます。また、第5条（追加保険料相当額の払込み等）に規定する追加保険料相当額を含みます。

第2条（特約条項の適用等）

(1) この特約条項は、加入者がこの保険契約の保険料の実質的負担者であり、この特約条項に従い、集金者を經由して保険料相当額を払い込む場合において、保険証券にこの特約条項を適用することが記載されているときに適用されます。

(2) 当会社は、この特約条項を適用する場合は、加入者に対しては変更特約の次の規定は適用しません。

- ① 第2節第1条（保険料の払込方法等）
- ② 第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
- ③ 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
- ④ 第2節第4条（クレジットカード払方式以外への変更）
- ⑤ 第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
- ⑥ 第4節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
- ⑦ 第4節第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
- ⑧ 第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(3) 当会社は、この特約条項を適用する場合は、保険契約者に対しては変更特約の次の規定は適用しません。

- ① 第2節第1条（4）
- ② 第4節第4条

(4) 当会社は、この特約条項により、変更特約付表2中「普通保険約款別表の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

第3条（保険料相当額の払込方法）

(1) 加入者は、この保険契約の加入部分に対する保険料相当額を、この保険契約の加入時に定めた回数および金額に従い払い込むものとし、初回保険料相当額を集金事務委託契約に規定する集金日までに、集金者を経て払い込まなければなりません。

(2) 保険料相当額の払込方法が一時払以外の場合は、加入者は、第2回目以降の保険料相当額を集金事務委託契約に規定する集金日までに、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料相当額領収前に発見された事故）

(1) 初回保険料相当額払込前に加入者が加入するこの保険契約の加入部分について発見された事故に対しては、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項に規定する初回保険料領収前に発見された事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 初回保険料相当額払込前に第6条（集金不能日）に規定する集金不能状態となった場合において、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができないときは、(1)の規定は適用しません。

第5条（追加保険料相当額の払込み等）

(1) 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、加入者は、集金事務委託契約に規定する集金日までに、集金者を経て追加保険料相当額（*1）を払い込むことができるものとする。

(2) (1)の規定にしたがって追加保険料相当額（*1）が払い込まれ、かつ、保険契約者が保険料として払い込んだ場合は、その加入者に対しては、変更特約第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定を適用しません。

(3) 普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定に基づき当会社が保険料を返還する場合は、当会社が認める場合に限り、当会社の定める日に集金者を経て行うことができるものとする。

(4) (3)の規定は、加入者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

(*1) 返還保険料相当額がある場合は、これを差し引いた保険料相当額を追加保険料相当額とすることができます。ただし、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）の加入者が払い込むべき未払込保険料相当額を除きま

す。
第6条（集金不能日）

下表の左欄のいずれかに該当する集金不能状態が発生した場合は、対応する下表の右欄に規定する時を集金不能日等といいます。ただし、保険契約者が、集金不能状態となった加入者の未払込保険料相当額を保険証券記載の払込期日までに保険料として当会社に払い込んだ場合は、この規定は適用しません。

① 口座振替方式（*1）の場合において、加入者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料相当額が集金日（*2）の属する月の翌月末までに集金されなかったとき。ただし、集金者が加入者にかわって保険料相当額を集金日（*2）までに払い込んだ場合を除きます。	集金日（*2）の属する月の翌月末
② 口座振替方式（*1）以外の場合において、集金者による保険料相当額の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日（*2）

（*1）口座振替方式とは、加入者の指定する口座から、口座振替により保険料相当額の払込みを行うことをいいます。

（*2）集金日とは、集金事務委託契約に規定する集金日をいいます。

第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）

前条に規定する集金不能状態となった場合は、次に定める期日までに、加入者は未払込保険料相当額の全額を一時に払い込み、かつ、保険契約者はその加入者の未払込保険料相当額を保険料として当会社に払い込まなければなりません。

（口座振替以外）：集金不能日等（*1）の属する月の翌々月末
（口座振替）：集金不能日等（*1）の属する月の翌月末

（*1）集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

第8条（未払込保険料相当額不払の場合の免責）

当会社は、前条に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができない場合は、集金不能日等（*1）から未払込保険料相当額の全額を領収する（*2）までの間に発見された事故による損害について、未払込保険料相当額を支払わなかったその加入者の加入部分に対しては保険金を支払いません。

（*1）集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

（*2）保険契約者がその加入者の未払込保険料相

当額を保険料として払い込んだ場合に限りま

第9条（解除—未払込保険料相当額不払の場合）

（1）当会社は、第7条（集金不能状態の未払込保険料相当額の払込み）に規定する期間内に未払込保険料相当額の全額が払い込まれず、かつ、保険契約者が、その加入者の未払込保険料相当額を保険料として払い込むことができない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の一部（*1）を解除することができます。この場合において、変更特約第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。

（2）（1）に規定する解除は、集金不能日等（*2）から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等（*2）が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（3）（1）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、変更特約第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（6）④および⑤に該当するものとみなして同条（6）の規定を準用します。

（*1）この保険契約の一部とは、未払込保険料相当額を支払わなかったその加入者の加入部分をいいます。

（*2）集金不能日等とは、第6条（集金不能日）の表の右欄に規定する日をいいます。

第10条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

(2) 医療施設特別約款

第1章 医療施設補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する保険証券記載の医療用の施設（設備を含みます。以下「医療施設」といいます。）
 - ② 医療施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行またはその結果
 - ③ 記名被保険者の占有を離れた飲食物その他の保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）
- （2）当会社は、（1）の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の事由に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 被保険者による医療業務の遂行に起因してその医療行為の対象となる者が被った身体の障害
 - ② 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
 - ③ 医療施設の修理、改造または取壊し等の工事
 - ④ 次に掲げるものの所有、使用または管理
ア、自動車、原動機付自転車または航空機
イ、医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
 - ⑤ 昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反
 - ⑥ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果
- （2）当会社は、被保険者が次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）についての賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物
- ② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）

第3条（免責規定の適用除外）

第10条（管理下財物免責の修正）により読み替えられた普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、昇降機に積載した他人の財物には適用しません。

第4条（1事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第2章 人格権侵害補償条項

第5条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する①から③までの事由に関し、いずれかに伴う不当行為によって発生した人格権侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- （2）当会社は、（1）の不当行為が保険期間中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において行われた場合に限り、保険金を支払います。

第6条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不当行為	次のいずれかの行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束 イ. 口頭または文書もしくは図画等による表示
人格権侵害	他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、③および④ならびに普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 医療行為
- ② 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ③ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ④ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ⑤ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ⑥ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

第8条（責任の限度）

普通保険約款第4条（責任の限度）（1）の規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款第2条（損害の範囲）②から⑤までに規定する費用を除き、第5条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額（保険証券に縮小支払割合の記載がある場合は、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。）に対して、保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3章 一般条項

第9条（被保険者の範囲）

- （1）この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者
- （2）被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が（1）②の者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、その（1）②の者を「他人」とみなします。

第10条（管理下財物免責の修正）

この特別約款において、普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②の規定は、次のとおり読み替えます。

「② 次の賠償責任

- ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。」

第11条（サイバーインシデントの取扱い）

- （1）第1条（保険金を支払う場合）（1）および第5条（保険金を支払う場合）（1）の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。
- （2）この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第12条（読替規定）

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第6条（告知義務）（1）、（2）および（3）③、第10条（通知義務）（1）および（2）ならびに第14条（保険料の精算）（2）	被保険者	記名被保険者

第13条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

（3）医療従事者包括特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、被保険者が保険証券記載の医療用施設（以下「対象施設」といいます。）の用法に伴う仕事として日本国内において遂行する医療従事者としての業務（付随業務を含みます。）に起因して発生した他人の身体の障害（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。
- （2）当会社は、（1）の事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発見された場合に限り、保険金を支払います。なお、事故は、次のいずれか早い時をもって発見されたものとみなします。

- ① 対象施設の開設者（以下「開設者」といいます。）または被保険者のいずれかが、事故の発生

を最初に認識した時（認識することができたと合理的に推定される場合を含みます。）

- ② 事故に起因する損害賠償請求が、開設者または被保険者のいずれかに対して最初になされた時
(3) 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、その発見の時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発見された時にすべて発見されたものとみなします。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
被保険者	対象施設において開設者の医療業務に従事するその使用人その他の業務の補助者であって、別表に掲げる「医療従事者」の資格を有し、かつ第5条（名簿の備付）に規定する名簿に記載された者をいい、事故が発見された時に既に退職済みである者を含みます。
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ア. サイバー攻撃により生じた事象 イ. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 （ア）不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 （イ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 （ウ）不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、（ア）および（イ）を除きます。 （エ）コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、（ア）から（ウ）までを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

第3条（他の被保険者との関係）

- (1) 普通保険約款およびこの特別約款の規定は、被保険者ごとに個別に適用し、被保険者相互間において他の被保険者は、「他人」とみなします。
(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 法令に定められた医療従事者資格を有しない者が行った業務
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務
- ③ 美容を唯一の目的とする業務
- ④ 次に掲げるものの所有、使用または管理
ア. 自動車、原動機付自転車または航空機

イ. 昇降機

ウ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物

エ. 対象施設（業務の遂行のために直接使用する機械・器具を除きます。）

⑤ 名譽き損または秘密漏えい

(2) 当会社は、被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、当会社は、一切の損害（ただし、その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。）に対して、保険金を支払いません。

第5条（名簿の備付）

(1) 保険契約者は、すべての被保険者について、その氏名および医療従事者資格を記載した名簿を常に備え付け、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

(2) 保険契約者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、名簿における記載を確認することができなかった者については、保険金を支払いません。

第6条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故を発見した場合は、普通保険約款第12条（事故の発生）（1）

①に規定する事項のほか、事故の発見日時を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。

第7条（読替規定）

(1) この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条（保険責任の始期および終期） （3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	発見された事故
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第6条（4）、第10条（4）および（7） ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故が発見された後

(2) この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の 変更特約条項の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等） （2）、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1） および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）	生じた事故	発見された事故
第2節第1条（3）②および（4）① ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（1）①、②および（2）	事故の発生日	事故が発見された日
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（2）および第4節第4条（3）	発生した事故	発見された事故
第4節第4条（5）	事故が発生した	事故が発見された
第4節第4条（5）③	事故の発生日時	事故が発見された日時

第8条（サイバーインシデントの取扱い）

第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害には、サイバーインシデントに起因する損害を含みます。

第9条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

別表 第2条（用語の定義）関連

医療従事者	根拠法	医療従事者としての業務
看護師	保健師助産師看護師法	保健師助産師看護師法に規定する看護師としての業務
准看護師		保健師助産師看護師法に規定する准看護師としての業務
保健師		保健師助産師看護師法に規定する保健師または看護師としての業務
助産師		保健師助産師看護師法に規定する助産師または看護師としての業務
診療放射線技師	診療放射線技師法	診療放射線技師法に規定する診療放射線技師としての業務
診療エックス線技師		診療放射線技師法に規定する診療エックス線技師としての業務
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律	臨床検査技師等に関する法律に規定する臨床検査技師としての業務
衛生検査技師		臨床検査技師等に関する法律に規定する衛生検査技師としての業務
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法	ア. 理学療法士及び作業療法士法に規定する理学療法士としての業務 イ. 身体に障害の発生が予測される者に対し、主としてその心身機能の維持または向上を図るため、運動を行わせ、または徒手的操作その他の物理的手段を加える業務
作業療法士		ア. 理学療法士及び作業療法士法に規定する作業療法士としての業務 イ. 身体または精神に障害の発生が予測される者に対し、主としてその主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療、指導および援助を行う業務
視能訓練士	視能訓練士法	視能訓練士法に規定する視能訓練士としての業務
言語聴覚士	言語聴覚士法	言語聴覚士法に規定する言語聴覚士としての業務
臨床工学技士	臨床工学技士法	臨床工学技士法に規定する臨床工学技士としての業務
義肢装具士	義肢装具士法	義肢装具士法に規定する義肢装具士としての業務
薬剤師	薬剤師法	ア. 薬剤師法に規定する薬剤師としての調剤 イ. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、乳製品、健康食品その他健康または衛生に関する日用品の販売または供給 ウ. 介護を要する者、介護予防の支援を要する者等に対して行う居宅療養上の管理および指導
歯科衛生士	歯科衛生士法	歯科衛生士法に規定する歯科衛生士としての業務
歯科技工士	歯科技工士法	歯科技工士法に規定する歯科技工士としての業務
精神保健福祉士	精神保健福祉士法	精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士としての業務

医療従事者	根拠法	医療従事者としての業務
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士としての業務
介護福祉士		社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士としての業務
管理栄養士	栄養士法	栄養士法に規定する管理栄養士としての業務
救急救命士	救急救命士法	救急救命士法に規定する救急救命士としての業務

●看護職のみ担保特約条項

(医療従事者包括特別約款用)

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、医療従事者包括特別約款（以下「特別約款」といいます。）

第2条（用語の定義）に規定する者のうち、次の医療従事者の資格を有する者に限ります。

医療従事者	根拠法	医療従事者としての業務
看護師	保健師助産師看護師法	保健師助産師看護師法に規定する看護師としての業務
准看護師		保健師助産師看護師法に規定する准看護師としての業務
保健師		保健師助産師看護師法に規定する保健師または看護師としての業務
助産師		保健師助産師看護師法に規定する助産師または看護師としての業務

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

6. その他の特約条項（共通）

●保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段（*1）により、この保険契約の保険料（*2）を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

（*1）以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

（*2）追加保険料（*3）を含みます。以下この特約において同様とします。

（*3）契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

●共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp